

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 志賀町 (都道府県: 石川県)

本事業の担当部局名 企画財政課ふるさと創生室

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	志賀町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本町の人口は、1985年から2015年の30年間で約9,400人(約32%)が減少した。また、特に年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する傾向が長期的に続いており、2015年では、年少人口割合が10.2%、生産年齢人口が49.6%、老年人口割合が40.2%となっている。 自然動態については、結婚・出産に対する支援の充実が図られ、教育環境の整備も進んできたものの、15歳から49歳の女性1,000人あたりの出生数は減少し、出生数よりも死亡数が多い状態が続いている。特に、若年の女性の転出が顕著なため、今後も出生数の低下が想定される。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通 第2期志賀町創生総合戦略において、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標の一つとして掲げているため、少子化の進行要因である晩婚化や結婚に対する経済的負担、子育てと仕事の両立のしにくさなどの課題に対し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備していく。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt; 経済的負担を理由に結婚を踏みとどまっている若者への支援として本事業を実施することで、結婚から子育てまで切れ目のない総合的な支援を実現したいと考える。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
<p>&lt;住宅賃借費用について&gt; 婚姻日より前に賃借した物件の対象経費については、下記のとおり要綱に規定。</p> <p>「ア 婚姻日より前に新たに物件を賃借した場合、婚姻日から起算して6か月以内に契約を締結した物件の賃料等で、夫婦の住所が同一となった日以降に支払った費用</p> <p>イ 夫婦の一方が婚姻日より前に契約を締結し居住していた物件に、婚姻日から起算して6か月以内に他方が婚姻を機に居住し同居を開始した場合、当該物件に係る賃料等のうち、夫婦の住所が同一となった日以降に支払った費用」</p> <p>&lt;引越費用について&gt; 賃借した物件に引っ越しをする場合、婚姻日から起算して6か月以内に実施した引っ越しに係る費用を対象とする。</p>			

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

下記の過去実績より。

- ・令和3年度 0件
- ・令和4年度 4件(うち、不交付決定1件)
- ・令和5年度 1件、申請見込 2件(※相談のあったもの)

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	3 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	3	世帯	×	300,000	円	=	900,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			1,500,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

町のホームページ掲載、町広報誌(「しか広報」)に掲載枠のある月に掲載、住民課窓口にて婚姻届を提出した39歳以下の夫婦に当該事業のチラシを配布。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	独身男女向け交流イベントとスキルアップセミナーの開催件数		件	4(令和6年度)	0(令和5年度)
出生数		人	100(令和6年度)	58(令和3年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.70(平成25年～平成29年)	
	婚姻件数		件	47(令和3年度)	
	婚姻率			2.6(令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	20(令和6年2月末時点)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100(令和6年2月末時点)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100(令和6年2月末時点)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	より多数の人に周知できるよう県のホームページに掲載し連携してPRIに取り組む。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	商工会や町内企業等に当該事業の周知についてご協力いただき、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。